

2025年12月2日

厚生労働大臣  
上野 賢一郎 様

日本労働組合総連合会  
会 長 芳野 友子

## 当面の政策課題に関する要請書

わが国は、超少子高齢化、人口減少が想定以上に加速していることに加え、所得格差の拡大や貧困の固定化、人口の一極集中など構造課題の改善が見られません。さらに、食料品など生活必需品の継続した価格上昇などが、国民生活、特に、低所得者に深刻な影響を与え続けており、恒久的で実効性ある物価高対策の早期実施が必要です。

加えて、わが国経済は緩やかな成長を維持しているものの、今後も賃金・物価・経済成長のサイクルを回していくためには、継続的な賃上げを可能とする環境整備と、雇用の安定と公正労働条件の確保のもと、今後の経済成長の礎となるDX・GXなどへの積極的な投資、将来不安の解消につながる税財制改革と社会保障制度の確立に取り組む必要があります。

なお、これらの政策への十分な予算措置は不可欠ですが、わが国財政は、歳出が税収を上回る状況が続いており、その差の多くは国債発行によって賄われています。これ以上将来世代に負担を先送りしないためにも、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しに着手すべきです。

私たち連合は、このような課題認識のもと、当面の政策課題に関する要請事項を取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受けとめいただき、今後の政策などに反映いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 誰もが安心してくらせる社会実現のための税財制改革

- (1) 低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。
- (2) 物価動向などを踏まえ、所得税の課税最低限を引き上げる。その際、基礎控除額は所得額にかかわらず一律とし、現行制度も含め見直しをはかる。その上で、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
- (3) 退職所得控除について、ライフスタイルに合わせた多様な勤労形態などを踏まえ、勤続年数にかかわらず控除額を一律にする。控除額は、現行制度と比較して退職所得控除額が勤続60年までは減額とならない年60万円とする。

## 2. すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

- (1) ひとり親世帯やヤングケアラーなど多様で複合的な課題を抱える人への支援強化に向けて、支援する側の課題も把握しつつ、居住確保や子どもの学習・生活支援など重層的な支援体制を構築するとともに、現場を担う人材の確保に向けた処遇改善策の実行と財源を確保する。
- (2) 切れ目のない効率的な医療提供体制の構築に向けて、外来・在宅医療を含めた医療機関の機能分化・連携を着実に進めるとともに、地域間・診療科間の医師偏在是正に向けて、規制的手法を中心とした取り組みを進める。また医療人材の確保に向けて、診療報酬改定などを通じてさらなる処遇改善施策を実行できる財源を確保する。
- (3) 訪問介護の実施状況など介護報酬改定による影響の実態把握を丁寧に行い、質の高い在宅ケアの拡充に資する対策を講じるとともに、現場を担うすべての介護人材の確保に向けて、さらなる処遇改善施策を実行できる財源を確保する。また人員配置を緩和することなく、業務負担軽減の観点から、ICTやAIなど新技術の活用促進を支援する。
- (4) 被用者保険の適用拡大を早期に進めるとともに、第3号被保険者の生活実態を分析するなど、将来的な第3号被保険者制度の廃止に向けた会議体を早期に設置する。
- (5) 安全で質の担保された子ども・子育て支援サービスの提供体制の確保に向けて、保育中の事故の未然防止、災害時の安全確保などをはかる。こども基本法にもとづき、子どもの権利擁護、子ども・子育て政策の立案・実施、子どもに対する体罰の禁止などを周知徹底する。また、児童相談所や児童養護施設などの体制強化と子ども・子育てにかかわる職員の賃金・労働条件の改善や人材確保を実行できる財源を確保する。

## 3. 中小企業などの賃上げ基盤整備の強化および産業構造の変化への対応と地方創生の推進

- (1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底を働きかけるとともに、2026年1月1日の中小受託取引適正化法（取適法）の施行に向けた周知を含む準備等を着実に進める。また、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大するとともに、「よろず支援拠点」に設置が検討されている支援窓口を活用し、中小企業の経営効率化・生産性向上を促進する環境を整備する。
- (2) 経済・産業の構造変革への対応に向け、あらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの実現に向けた環境整備を積極的に支援する。また、「デジタル・ガバメント」を実現し、国民生活の利便性向上や非常時におけるセーフティネットの構築につなげる。その際、国内IT産業の育成を支援する。
- (3) 産業・経済・社会の様々な変化への対応に向け、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を着実に実施する。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず働く者の学び直しや企業の職業能力開発に対する支援を強化する。

- (4) GX推進戦略の実施に当たっては「公正な移行」の実現や「S+3E」の確保を前提に、関係当事者との積極的な社会対話を基本に進めるとともに、「公正な移行」の具現化にあたっては「グリーンな雇用創出」策や「失業なき労働移動」のためのセーフティネットの検討に着手し、そのための十分な予算措置を講じる。

#### 4. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- (1) 労働者のいのちと健康を守るとともに豊かな生活時間を確保する観点から、長時間労働の是正と労働からの解放の保障にかかる制度整備など、「働き方改革」の一層の前進をはかる。なお、「働き方改革」に逆行する労働時間規制の緩和は行わない。
- (2) 技能実習生を含む外国人労働者を受け入れる企業等に対する指導・監督などに必要な予算を充実させるとともに、外国人技能実習機構の体制強化・人材育成および監理支援機関の確認等に必要な体制整備に関する予算措置を行う。また、外国人労働者を受け入れる産業の業所管省庁についても、当該分野において適正な受入れが実施できるよう予算措置を講じるとともに、安易な受け入れ人数の拡大につながらぬよう、分野ごとの人手不足や賃金水準、日本人の就業率等の把握、検証を行う。
- (3) 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、フリーランス新法にもとづく契約ルールの適正化やハラスメント防止などの実効性を確保するとともに、最低報酬の設定、仲介業者に対する法規制など法的保護の実現をはかる。あわせて、労働者と類似の作業に従事する個人事業者等に対して労働者と同様の安全衛生水準を確保する。また、早急に「労働者概念」の見直し・拡大に着手する。
- (4) 不当な解雇を拡大しかねない解雇の金銭解決制度は導入しない。
- (5) 就職氷河期世代を含め、世代ごとの課題に対応した良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者の個別の事情や希望を踏まえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行う。また、そのために、ハローワークなどの支援機関の相談体制の強化をはかる。
- (6) 企業の倒産時において労働債権が優先的に確保できる新たな制度の創設や、あらゆる事業再編における労働契約の承継と解雇の制限など、労働者保護に必要な措置を強化するための必要な予算措置を講じるとともに、改正された担保法制の関係法令について周知徹底をはかる。
- (7) 地域における雇用維持・雇用創出に向けて、ハローワークなどによる求人開拓や、職業訓練、相談・マッチング機能の強化、求職者等への職場情報提供の充実などの予算措置を講じる。また、労働保険特別会計の安定化を通じて、今後の雇用失業情勢の変動などに臨機応変に対応できるよう備える。
- (8) 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もが希望する能力開発等の機会を確保する。また、「人への投資」を強化するとともに、労働者の能力向上を処遇改善につなげるための支援など予算措置を拡充する。
- (9) 労働関係法令の知識や理解が不足していることから生じるトラブルを防止するためには、ワークルールを正しく理解することが重要であり、「ワークルール教育」を定着・充実させるための予算措置を講じる。

- (10) 最低賃金について、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準をめざすとともに、地域間額差の是正を進める目安額が決定されるよう努める。また、中小企業・小規模事業者において最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備の拡充および周知や、各地方が講じる各種の助成に対する政府としての支援について、関係省庁と連携をはかり、必要な予算措置を講じる。

## 5. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

- (1) 政府の「第5次男女共同参画基本計画」で定めた目標に対する進捗に遅れが見られること、世界の潮流は2030年までの完全なジェンダー平等の実現（いわゆる203050）であることを踏まえ、女性の参画拡大を喫緊の課題とし、2025年12月の閣議決定をめざして検討が進められている「第6次男女共同参画基本計画」においてはさらに踏み込んだポジティブ・アクションなどの「具体的な取り組み」を策定し、その実行を通じた早期の目標達成をめざす。
- (2) 結婚により姓を変更している圧倒的多数は女性であり、その不利益や負担が著しく偏っていること、政府が進める旧姓の通称使用には限界があること、ならびに2024年10月に国連女性差別撤廃委員会から導入を求める4度目の勧告が行われたことを踏まえ、男女不平等を是正し、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会実現のため、選択的夫婦別氏制度をただちに導入する。
- (3) 多様性の尊重に逆行する動きが世界の一部にあるが、日本はそのような動きに流されることなく、性的指向・性自認の多様性に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要がある。まずは、2023年6月に施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が定める「基本計画」および「指針」をただちに策定し、国民の理解増進に関する施策を実行するとともに、性的指向・性自認（Sexual Orientation and Gender Identity：SOGI）の多様性に関する差別を禁止する法律を制定する。

## 6. 防災・減災の推進と東日本大震災からの復旧・復興

- (1) 地域コミュニティの希薄化など、自然災害の被災地が抱える問題の複雑化・多様化を踏まえ、被災者が安心して生活を再建できるよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制を含む重層的な支援を強化する。激甚化・頻発化する自然災害に備え、早期復旧に向けたライフラインの整備、多様な意見を踏まえた個別避難計画の策定、避難所のあり方や住宅の確保など、人命を最優先にした防災・減災対策を推進する。
- (2) 若年層を中心に、被災のために心のケアを必要とする人が、中長期的な支援を継続的に受けられるよう、心のケアセンターや各自治体の心のケア事業の予算確保と体制維持・拡充をはかる。

## 7. 子の福祉の確保に向けた改正民法（家族法）施行への対応

- (1) 改正民法（家族法）施行までの間に、法の円滑な施行を推進するため、子の福祉の確保のための父母の責務の明確化などの法の趣旨および国会審議の内容や、関係府省庁・関係機関の連携による対応内容について、誤解のないよう国民、地方公共団体、学校および病院をはじめとした現場への十分な周知、啓発を行う。また、DV・虐待のある事案など、多様な問題に対する判断が求められる家庭裁判所の人的・物的体制の強化および専門性向上のための十分な予算措置を講じる。

以 上